

公 示

貨物自動車運送事業法施行規則（平成2年運輸省令第21号）第7条第1項第3号の規定による一般貨物自動車運送事業の営業所及び荷扱所の位置の変更に係る区域を下記のとおり指定する。

この取扱いは平成2年12月1日から適用する。

平成2年11月15日

九州運輸局長 高橋伸和

記

同一市町村の区域内とする。